

要旨

本論は日本中世における音楽について、とくに宮廷音楽を中心に考察したものである。その考察の方法は、注釈と書誌学的分析にもとづいて、時代のものの見方に即した「読み」を提示する、国文学研究において一般的な方法である。ただし扱う資料の対象は、従来の文学作品の枠にとどまらず、仮名日記（宮廷誌）や漢文日記、図像や楽器、あるいは音楽儀礼についても視野におく。

本論の目的は、諸位相の資料の分析を通して音楽がかたちづくる体系を構築することであり、この体系において中世の音楽にかかわる文学—歴史の諸事象が、どのように説明されるかを示すことである。

本論は全体を三部構成とし、ほかに序章と終章をおいた。序章では、文献学における中世音楽についての研究史をまとめた。その上で、現在の研究の問題点を挙げ、①包括的議論、②多分野との連関、③王権論との接続、の三点の必要性を示した。本論ではこうした点をふまえ、音楽における諸要素（楽器と文芸、儀礼と図像、転換期の音楽）に注目した。ここで着目した三点は通史的把握が可能であり、各時代において展開が見られ、文学を中心として歴史や美術など様々な方面に考察を拡張できることから、上記の問題点に答えるものといえる。

第一部では楽器を中心に考察した。日本の中世～近世においては、数多くの名器（名前をつけられた楽器、銘のある楽器）が存在しており、文学—歴史の両面から、名器についての様々な記録が残されている。第一章では宮廷音楽で使用される名器についての分析を行い、いくつかの名器が天皇の一代一度の儀礼でしか使用されない事実を明らかにし、これを「累代楽器」として定義した。くわえて累代楽器の中核にある琵琶「玄上」が、建武年間に焼失したことを立証した。

第二章では玄上など霊威あるものとされた名器、殊に琵琶について、その修理を司る一族が存在していた事実を明らかにした。鎌倉時代を中心に活躍した藤氏西流という一族は、木工権頭などの地下身分にありながら、宮廷において重用されており、背景に彼らが優れた琵琶修理の技術を伝承していたことがわかった。藤氏西流の棟梁たる藤原孝道（一一六六～一二三七）の口伝と、孝道の主君であった後鳥羽院が記した『御琵琶合記』の音表現に注目し、当時の琵琶の音表現には「音勢（音の強弱）」「音色（仮名表現による感覚的な音）」「霊的な音」の三種の音があることをつきとめた。

第三章では、宮廷音楽だけではなく、地下の楽人にも焦点をあてた。ここでは奈良系の地下楽人・狛氏の一族が所有していた名器について考察した。その結果、フリーア美術館に所蔵される絵巻『地藏菩薩靈驗記絵』（十三世紀後半成立）に登場する狛氏の名笛「錫杖丸」が、陽明文庫に所蔵されることをつきとめた。陽明文庫での調査の結果、錫杖丸にまつわる由来書などいくつかの古文書が発見された。その中の一つに、絵巻の詞書に対応する縁起書があり、これによって一部剥落していた絵巻の本文を補完することができたのは、重要な成果であったといえる。また調査で得られた文献の解読によって、陽明文庫蔵錫杖丸は十七世紀頃に、絵巻の詞書に基づいて、新たに作成された横笛である可能性が高いことがわかった。

第二部では儀礼と図像について、とくに秘曲伝授儀礼を中心に研究をおこなった。秘曲伝授は、師匠と弟子とが一对一で秘密裡に行う儀礼であり、天皇家においても十二世紀から近世末期にいたるまで行われていた。第四章では、この秘曲伝授において本尊として使用される妙音天という尊格に着目した。妙音天は現在では弁才天と同一視されることから、弁才天信仰の中での妙音天の位置づけを明確化させることを第一の課題とした。それぞれの儀軌の対応関係、引用関係を明らかにすることで、

弁才天について、顕教系、密教系、顕密習合系の分類方法が可能なことを示した。その上で、秘曲伝授の本尊である妙音天は密教系の変容として位置づけられることを確認した。

第五章では秘曲伝授本尊が儀礼において果たした役割についても考察した。具体的には、秘曲伝授の場であった西園寺北山第妙音堂を文字史料より推定復元し、儀礼の次第に基づいて秘曲伝授を図示化することを試みた。その結果、秘曲伝授においては、弟子（秘曲伝授を受けるもの）は本尊である妙音天と対峙した形で秘曲を伝授されていることがわかった。さらに、妙音堂を使用して行われる行事であった妙音講にも着目し、その式である『妙音講式』についての諸本比較を行った。その結果、『妙音講式』中の最古写本とされる金剛三昧院本のみ、その次第に記される伽藍配置が北山第妙音堂に対応せず、その前身であった四条室町第妙音堂に対応するものであることがわかった。そして、四条室町第が藤原師長建立であることと、金剛三昧院本以外の諸本に藤原師長を讃える文言が見えることから、金剛三昧院本が藤原師長作であり、それ以外の諸本が西園寺家による改変を加えられたものであることを推定した。

第三部では音楽史における画期について扱った。日本の音楽史は、特に雅楽史において、応仁の乱～江戸期の再編と、明治末期の楽所編成という二大画期があるが、実際にはこれ以前に歴史や文学の側面から別の画期が想定できる。第六章では、十二世紀後半の院政期を司った後白河院（一一二七～九二）に焦点をあてた。後白河院は今様集『梁塵秘抄』の編纂や、『梁塵秘抄口伝集』の述作でも著名であるが、同時に法華経の持経者でもあり、読誦や念仏にも長けていた。ここでは、後白河院の音楽が、おおく法会の場において成されていたことに注目し、表白や願文といった唱導文献に注目することで、後白河院の声の特質について考察した。後白河院が自らの読誦について、その所作回数を記録したことを証し、その声が参籠や巡礼など宗教儀礼の場において成されていたことを示した。

第七章では御楽について考察した。「御楽」は十四世紀以降の史料においては、特定の儀礼をしめす言葉であったにもかかわらず、研究史上において自覚されることがなかった。ここでは用語の考証からはじめ、十四世紀に御楽という儀礼が成立し、十五世紀以降、御遊にかわり御楽が宮廷音楽の主流となった過程を示した。また『増鏡』「秋のみ山」に見える玄上奏樂が、御楽であったことを証し、『増鏡』の本文が『建武中年行事』と関わる点についても指摘した。

第八章では『安元御賀記』に注目した。『安元御賀記』は、安元二年（一一七六）の後白河院五十御賀を記録した仮名日記である。このうち原態に近いとされる定家本系の本文について、大部分が漢文日記の訓み下しで書かれている点を指摘した上で、天皇の奏する楽器や、儀礼の荘厳さを讃える文章に、仮名でのみ可能な表現がされていることを明らかにした。ここから、仮名による歴史叙述においてこそ、身体性や祝祭性が再現されることを指摘した。こうした仮名でのみ可能な表現が、歴代の仮名日記において度々引用されることから、仮名によって儀礼を遂行する身体や音が繋がれる、という見地を示した。

終章では、伏見宮三代当主・貞成親王（一三七二～一四五六）の楽書群を発端として、各章を援用しつつ、中世文学における音楽の体系について考察した。まず音楽の、発せられた瞬間にしか存在しない、という一回性の側面に注目し、それゆえ音楽が様々なかたちで記録され再生されることを指摘した。そして、こうした音楽を記録し再生させるものを「音楽テキスト」と定義し、音楽が音楽テキストとその周縁（音楽テキストに作用するもの、あるいは音楽テキストから派生して生成されるもの）によって体系づけられることを示した。その上で、従来は音楽を再生させるものとしては考えられてこなかった図像や仮名日記も、音楽テキストの範疇に位置づけられることを指摘した。さらに、音楽と王権の問題が、この音楽—音楽テキストの体系を認識することによって説明可能であることを示すとともに、音楽と社会をめぐる関係性が、音楽テキストにも影響をあたえたことを指摘した。